

【別紙2】実施条件

令和7年度公道等EV充電ステーション事業 実施条件

1 担当課

脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

2 事業目的

提案者は公道等に設置するEV充電ステーションの道路占用許可等、その他必要となる許可を受け、EV急速充電器及び付帯設備、駐車枠を設置し、事業期間において運用及び維持管理等を行い、事業終了後に撤去する。公道等EV充電ステーションの設置を拡大することで、充電設備の設置場所が限られる都心部で充電場所を充実させ、EVの普及を推進することを目的とする。

3 事業内容

(1) 役割分担（別紙4のとおり）

ア 横浜市

- (ア) 道路占用許可書の交付及び使用料の徴収
- (イ) その他必要となる許可申請（必要に応じて提案者と共同で行う）

イ 提案者

- (ア) 提案者は、希望場所に対しEV急速充電器の設置方法検討、企画検討及び現地調査を行う。なお、設置する充電器については、出力50kW以上を必須条件とする。「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（国土交通省 令和5年5月）」等を参考に、公道等の構造又は周辺交通の支障がないよう検討すること。また、EV充電ステーションは原則24時間一般開放利用可能な運用とすること。
- (イ) 事業実施について道路管理者、警察、近隣の地権者、その他関係機関等と協議し同意を得ること。なお、協議の結果によっては事業の実施ができない場合がある。
- (ウ) 提案者は、事業が実施可能との合意に至った場所について、協定を締結し、道路占用許可及びその他必要となる許可を受け、設備を導入すること。導入にあたっては、設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続業務及びその関連業務を行うこと。なお、設備導入の際に、占用場所以外の道路及びその他の設備の機能に影響を及ぼした場合には、道路管理者等の指示に従い提案者の負担で対応を行う。
- (エ) 提案者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。設備に異常もしくは故障があり道路用地及びその他の設備等に影響を及ぼす場合は、道路管理者等の指示に従い提案者の負担で対応を行う。
- (オ) 提案者は、当該設備の利用実績について市に報告を行う。
- (カ) 提案者は、事業期間終了後、設備を撤去し、道路管理者が指示する状態に復旧するこ

と。事業期間は概ね8年程度とする。なお、国の補助金等を活用する場合は、当該補助金等の規定に従った事業期間とすること。また、撤去により道路用地及びその他の設備等の機能に影響を及ぼした場合には、道路管理者等の指示に従い提案者の負担で対応を行う。

- (キ) 提案者は、設備設置により影響を及ぼす対象施設の管理者等への説明を行う。また、必要に応じて近隣住民等に対して説明を実施する。説明の内容及び方法等については市と協議の上決定する。
- (ク) 提案者は、国補助事業等を活用する場合、国補助事業等に伴う申請等業務を行う。
- (ケ) 提案者は、原則、使用範囲等における道路用地の維持管理を実施すること。詳細については、道路管理者等と協議の上決定する。
- (コ) 道路管理者等が行う維持管理業務に支障にならない場所に設備を設置すること。詳細については、道路管理者等と協議の上決定する。

(2) 事業費用等

- ア 提案者は本市より許可を受けた使用物件の占用料等を本市に支払う。
- イ 4 各種協議(1)による協議に係る費用や設備の設置費用、運用費用等の事業に係る一切の諸経費は提案者の負担とする。

4 各種協議

(1) 提案選定後から協定締結までの調査、検討について

提案者は、提案選定後、協定締結に向けて以下のとおり、提案が選定された希望場所について、「ア 現地調査」及び「イ 設置仕様等検討」を行い、必要に応じて「ウ 各種関係手続」を行った上で、結果をまとめて市に提出すること。結果について市と提案者にて協議を行い、事業が実施可能と合意した場所のみ、協定を締結し、道路占用許可及びその他必要となる許可を申請することができる。

ア 現地調査

希望場所について現地調査を行い、充電のための駐車スペース、充電設備等の設置場所にかかる課題を調査すること。

イ 設置仕様等検討

現地調査の結果等を考慮して適切な配置計画及び設置方法とすること。また、適宜安全対策を行うこと。

ウ 各種関係手続

事業実施にあたって、各種法令の規定に基づき申請等手続を要する場合には、提案者が所管官庁等にて必要な手続を行うこと。なお、候補場所における電力引込みについて、東京電力パワーグリッド株式会社への供給事前協議は実施済み。

(2) 道路占用等

- ア 提案者が公道を占用するにあたっては、原則として、道路法第32条第1項第1号の「そ

の他これらに類する工作物」に基づく占用許可を受け、所定の占用料等を支払わなければならぬ。また、道路占用許可時に付される許可条件を遵守しなければならない。

イ 占用料は横浜市道路占用料条例により定めた額とする（占用面積1平方メートルにつき1年5,500円（令和7年11月時点））。なお、占用料は事業実施期間中においても改定されることがある。

また、道路占用料の減免については、「横浜市道路占用料減免取扱要領」に基づき申請することで一部免除することができる。

ウ 市が提案者に占用を許可する面積の算定は、充電設備等を含む範囲のほか、駐車枠を加えた範囲の投影面積とする。

エ 占用料等の納付に係る時期・方法等については、市の指示に従うものとする。

オ 提案者は、設置場所を事業以外の用途に使用してはならない。

カ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、別表1のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

キ 設置場所の占用許可期間は、占用許可の始期の属する年度を含む5年度以内とする。その後、提案者は、5年度以内を単位として占用許可の更新を申請することができる。ただし、選定された提案における事業期間の範囲内とする。

ク 市は、提案者が、占用許可条件に定める事項を履行しないときは、当該場所の占用許可を取り消すことができる。この場合、当該占用許可を受けていた提案者の責任と負担において設置場所から設備を速やかに撤去し、道路管理者が指示する状態に復旧すること。

ケ 事業終了と共に、占用許可を終了するものとする。

（3） その他の条件

ア 事業実施にあたっては、電気事業法、建築基準法、道路交通法等の関係法令を遵守しなければならない。なお、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続については、提案者が行うこと。

イ 設備による騒音、施設利用者等への影響及び周辺設備への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

ウ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

エ 道路の維持管理や他の使用物件、既設設備等の保守点検に支障を生じないようにすること。

オ 工事中の安全対策の実施、道路管理者及び近隣住民との調整等は、提案者において十分に行うこと。

カ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて道路及び設置場所近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

キ 提案者からの提案が達成できることによる損失は、原則として、提案者のみが負担しなければならない。

ク 提案者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入すること。また、その他の具体的な対応方策を講ず

ること。

市及び第三者に損害を与えた場合は、提案者が補償責任を負う。なお、提案者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- ヶ 事業の進行に合わせて適宜、市と協議を実施すること。協議をした場合、提案者は議事録を作成し、相互に確認したものを市に提出すること。
- コ 提案者は、業務上知り得た情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- サ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。
- シ その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と提案者で協議して対応を決定するものとする。
- ス 本市側の管理に伴い、改修等の必要が生じた場合は、市と提案者で別途協議を行うものとする。

別表1：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	責任分担	
			市	提案者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	充電器及び付帯設備（以下、「設備」という。）に起因する騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（道路管理者による道路工事及び提案者の瑕疵を除く）	○	
		運用開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		提案者の事業放棄、破綻によるもの		○
設計段階	瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
	物価	物価変動		○
建設段階	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○
関連支払	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	運用開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払	支払遅延・不能	占用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	通路及び設備損傷	設備に係る事故・火災による通路及びその他設備の損傷		○
		設備に起因する通路及びその他設備への障害		○
		設備に起因しない事故・火災による施設及び設備の損傷	○	○
関連保証	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害		○